

児童扶養手当 所得制限限度額表 (平成30年8月分～)

扶養親族等の数	請求者本人		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
以降1人につき	380,000 加算	380,000 加算	380,000 加算
加算額	70歳以上の同一生計配偶者 又は老人扶養親族1人につき 100,000円 特定扶養親族 又は 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 1人につき 150,000円		扶養親族が2人以上で、 うち老人扶養親族がある 場合、老人扶養親族1人 につき(扶養親族が老人 扶養親族のみの場合は1 人を除いた1人につき) 60,000円